

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 6月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	構内通話装置（原子炉建屋西側屋外の大物搬入口前に設置）の点検において、通話時の雑音及び拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	構内通話装置（タービン建屋東側屋外の循環水系逆洗弁ピット脇に設置）の点検において、当該装置の収納ケースに腐食が認められたため、当該収納ケースを点検・修理	D	
3	1号機	構内通話装置（タービン建屋内：4台、原子炉建屋内：5台、超高圧開閉所内：1台）の点検において、スピーカ用フレキシブル電線管が外れていたため、当該電線管を取付	D	
4	2号機	構内通話装置（タービン建屋東側屋外の循環水系逆洗弁ピット脇に設置）の点検において、スピーカ用回線に絶縁不良が認められたため、当該回線を詳細に点検・修理	D	
5	2号機	制御棒駆動水ポンプ（B）のベント弁（2台）の内、何れかまたは両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	構内通話装置（原子炉建屋地階の南東側三角コーナーに設置）の点検において、スピーカ用フレキシブル電線管が外れていたため、当該電線管を取付	D	
7	2号機	構内通話装置（タービン建屋東側屋外の循環水系逆洗弁ピット内に設置：2台）の点検において、当該装置の収納ケースに腐食が認められたため、当該収納ケースを点検・修理	D	
8	3号機	主復水器細管洗浄装置（E）のボール回収器用上蓋止め金具の割ピンが折損し、当該止め金具が外れたため、割ピンを交換	D	
9	4号機	復水脱塩装置通薬再生用硫酸タンク及び苛性ソーダタンク脇の雨水排水弁収納ピット内に雨水が浸入し、排水弁が冠水しているため、当該排水弁収納ピットを点検・修理	D	
10	4号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋の床ドレンサンプポンプ（B）駆動用電動機の電源ケーブル用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
11	5号機	プロセス計算機の警報記録用プリンタの打ち出し時に印字される時刻に2分程度のずれが認められたため、当該計算機内の時刻設定を調整	D	
12	5号機	廃棄物処理建屋2階ホッパー室入口エリアの天井部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置の薬液注入ポンプ出口配管に詰まり及び逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該配管及び逆止弁を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器洗浄用硝酸ポンプの操作スイッチに変形が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
15	6号機	所内ボイラ用清缶剤タンクレベル計の下部に薬品のにじみ及び析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機（C）用No. 2圧縮機の点検において、電動機側カップリング内径測定値に管理値外れが認められたため、当該カップリングを交換	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の廃棄物充填機用充填フードに動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉設備排気筒トリチウム捕集装置（B）の冷凍機に性能低下が認められたため、当該冷凍機を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで